時短要請受諾契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、甲という）と、 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、乙という）は、乙からの甲に対する営業時間短縮要請について以下の契約を締結する。

甲は乙の要望に応じ、上記営業時間短縮要請を受諾し、営業時間を20時まで（酒類の提供は19時まで）とする。

極めて当然であるが、乙はこの営業時間短縮が合理的なものであることを証明する義務を有する。したがって、乙は甲に対して以下の証明を提出しなければならない。乙からこれらの証明が提出されない場合、あるいは提出された証明が不十分な場合には、甲は営業時間短縮を行う必要はない。

乙が甲に提出すべき証明を以下にあげる。

1. 営業時間を20時まで（酒類の提供は19時まで）とすることが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止となることの科学的根拠。
2. 新型コロナウイルスが分離及び同定されたことを示す科学論文。ただし、この場合の分離という言葉は日常的な意味であり、以下ではない。
・何かしらを培養すること、あるいは、
・PCR検査などの増幅検査の実行、あるいは、
・何かしらの遺伝子配列決定を行うこと。
すなわち、ここでの分離とは新型コロナウイルスとその他のすべてを切り離すという一般的な概念である。
3. 上記の分離及び同定されたウイルスが、コッホ原則に基づき新型コロナウイルス感染症と呼ばれる病気を引き起こすことを証明した科学論文。
4. 世界的権威がCt値35以上のPCRには科学的意味が無いとしているにも関わらず、40以上のCt値のPCRにより新型コロナウイルス陽性者としていることの科学的根拠。
5. PCR発明者キャリー・マリスが、「PCRは病気の有無を判断しない」と発言しているにも関わらず、PCR陽性者を感染者としていることの科学的根拠。

甲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿